

新型インフルエンザの対応に （「経営安定関連(5号)保証」の認定要件の追加）

新型インフルエンザの発生により、事業に影響を受けている中小企業者の方を支援するため、平成21年6月5日から新たに認定要件(二)が追加されました。

認定要件の概要については次のとおりです。

1. 指定期限 平成22年3月31日まで

◎ご利用にあたっては、認定書(原本)を申込書に添付してください。

認定の取扱窓口は、各市町村の商工担当課です。

◎認定要件

(イ) 最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。)が前年同期の月平均売上高等に比して3%以上減少していること。

(ロ) 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

(ハ) 最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して3%以上減少していること。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあつては、直近期とその前期の決算書における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができる。

(ニ) 新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれること。

◎指定業種

760業種

当協会のホームページの「各種指定業種・指定企業」に掲載しておりますので、ご参照ください。

(当協会のアドレス:<http://www.cgc-toyama.or.jp/>)